二　前号に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者であること。
イ　前号イ又はロに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。
ロ　前号に該当しない者であって、前号イ又はロに該当するものとなるおそれがあること。
ハ　都道府県等（法第四条第三項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）が当該事業による支援が必要と認める者であること。

（法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第五条　法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。

（法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第六条　法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二　（略）

（法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第七条　法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める期間は、三月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあっては、六月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

（法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第八条　法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする。

（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他都道府県等が適当と認めるものとする。

（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第十条　法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一～五　（略）

（法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第十九条　法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等（以下「就労等の支援」という。）とする。

（生活困窮者就労訓練事業の認定の手続）

第二十条　法第十六条第一項の規定による認定を受けようとする者は、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第二号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、当該生活困窮者就労訓練事業の経営地の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

2　前項に規定する生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第二号）及び厚生労働省社会・援護局長が定める書類の提出は、当該生活困窮者就労訓練事業の経営地の法第四条第一項に規定する市等（法第二十五条に規定する指定都市及び中核市を除く。次項において同じ。）の長を経由してすることもできる。

二　前号に該当する者に準ずる者として都道府県等（法第三条第三項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）が当該事業による支援が必要と認める者であること。

（法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第五条　法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。

（法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第六条　法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

（法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第七条　法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める期間は、三月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあっては、六月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

（法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第八条　法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする。

（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他都道府県等が適当と認めるものとする。

（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第十条　法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一～五　（略）

（法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第十九条　法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等（以下「就労等の支援」という。）とする。

（生活困窮者就労訓練事業の認定の手続）

第二十条　法第十六条第一項の規定による認定を受けようとする者は、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第二号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、当該生活困窮者就労訓練事業の経営地の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

（新設）